



No. 34

FPコラム

お金のおはなし

Q&A

「消費者トラブルを避けるために 知っておきたいこと」

～知ること、相談すること～

文：星 洋子 さん くりやまライフサポーター応援
ファイナンシャルプランナー (FP)

Q：子どもが新社会人になりました。成人年齢が引き下げになったことでお金のトラブルが心配です。どのようなアドバイスが必要ですか？

A：未成年者は親の同意を得ない契約を取り消すことができます。成人年齢の引き下げで18～19歳はこの対象から外れ、これからはクレジットカードの作成、携帯電話の購入、アパート賃貸契約などを自己の判断で行うことができますが、**社会経験が浅い分注意が必要です。**

クレジットカードの賢い支払方法は、手数料のかからない1回払いか2回払いです。手数料が高く、利用残高が分かりにくいリボ払いは避けましょう。

カード利用後は不正使用されていないか、こまめに利用明細を確認します。「少額の不正使用」は気が付きにくいので、面倒でも請求1件ごとに利用の有無を確かめましょう。

クレジットカードがあれば現金が無くて買物できませんが、仕組みは後払い、つまり借金です。返済できなくなると今度は返済のための借金(キャッシング)をしがちです。収入の範囲で返済できる使い方が大事です。

「絶対に儲かる」と勧誘されるマルチ商法、異性の勧誘による出会い系商法、高額美容関連契約など、怪しい話には注意です。お試し無

料のほとんどが定期購入契約になっていたなど、ネット通販のトラブルも増えています。

急がせる契約、高額商品やサービスの購入はその場でせずに、必ず家族や信頼できる大人に相談しましょう。

SNSを介したお金の貸し借り(個人間融資)は絶対にしてはいけません。高額な利息を取る、提供した個人情報で脅される、保証料を払ったあとに連絡できなくなるなど必ずトラブルになります。

国民生活センターでは**若者向けに注意喚起を行っています**が、全年代が知ってほしい情報です。ぜひ親子で閲覧してください。

国民生活センター
(kokusen.go.jp)
テーマ別特集

●若者の消費者トラブル



クーリング・オフ制度も覚えておきましょう。通信販売など一部を除いて**一定期間内(契約後8日以内、マルチ商法などは20日以内)**なら、**消費者は一方的に契約を解**



除きます。必ず書面で、特定記録郵便か書留で送ります。

誰に相談したらよいかかわからない、業者がクーリング・オフに応じないなど、困ったときは「消費者ホットライン」(ダイヤル188)を利用しましょう。最寄りの相談窓口につながります。

国民生活センター
(kokusen.go.jp)
テーマ別特集

●クーリング・オフ



わかりやすく 説明します！

～出前型政策・施策説明会～



町担当職員が直接あなたのもとへ伺います！

【参加者の主な声】

●「ごみ処理の現状」について
説明を受けたFさん(松風中央まちづくり協議会)
ごみ処理については、さまざまな疑問や理解不足がありましたが、詳細に説明いただいたことで理解を深める機会となりました。

●「ハサンベツ里山保全活動」について
説明を受けたSさん(栗山町青年団体協議会)
教育に関わる町のこれまでの取り組みを講話と里山のフィールドワークを通じて学ぶことができ、大変貴重な時間となりました。



防災について説明(寺子屋ぶろじゅくと)

説明テーマ例



防災・災害



子育て



健康づくり



ごみ分別

※その他、詳しいテーマなどは、町ホームページをご覧ください。



<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/soshiki/31/634.html>

- 【対象】**
町内に在住または勤務する5人以上で構成する団体など
(趣味サークル、自然関係団体、ボランティア団体、町内会)
- 【派遣日時】**
土・日曜日と祝日および年末年始(12月31日～1月5日)を除く平日の午前9時から午後9時まで(1回あたり原則90分以内)
※土・日曜日などを希望の場合は事前にご相談ください。
- 【派遣場所】**
町内の公共施設・集会場など、申込者が指定する場所
※会場の確保、説明会当日の運営および進行は、申込者に行ってください。
- 【費用負担】**
職員の派遣料および資料代(有償書籍などを除く)は無料
※説明会実施に関わる会場使用料などは申込者負担となります。
- 【派遣できない場合】**
① 一般的なルールが守られないおそれがあるとき
② 政治や宗教、営利を目的とした集会のとき
③ 希望日時に職員を派遣できないとき
④ 申込内容に虚偽があったとき
⑤ その他、説明会の目的に反すると認められるとき
- 【申込先・問い合わせ】**
町経営企画課地域政策グループ
☎ 7502